

< 火災に遭ったときの各種手続き一覧 >

※ 被災状況によっては、対象にならない場合があります。申請する前に、担当課にお問い合わせください。

項目	内容	手続き方法(被災者本人が申請する時)	問い合わせ先
災害見舞金の支給	火災で住居が全焼又は半焼した場合などに、災害見舞金を支給します。	・免許証など本人確認ができる書類 ・印鑑 ※該当する場合は、 <u>地域共生推進課から連絡します。</u>	地域共生推進課 0463(82)7392
火災証明書の発行	各種手続や火災保険金の請求などに必要となる、火災証明書を発行します。 ※窓口は消防署消防管理課です。分署では、発行できません。	・免許証など本人確認ができる書類 ※手数料は無料です。	消防本部 消防管理課 0463(81)7991 秦野市菅屋757番地
保険証等の再交付	国民健康保険証、後期高齢者医療証を消失した場合、再交付します。	・免許証など写真付きの身分証明書(写真付きでない身分証明書の場合、2点以上必要です。) ・印鑑 ・マイナンバーカード又は通知カード	国保年金課 〔国民健康保険証〕 0463(82)9613 〔後期高齢者医療証〕 0463(82)5491
印鑑の登録	印鑑登録証、実印のいずれか一方又はその両方を消失した場合、新たに印鑑を登録します。	・免許証など本人確認ができる書類 ・登録する印鑑	戸籍住民課 0463(82)5127
個人番号カード(マイナンバーカード)の再発行	個人番号カードを消失した場合、再発行します。 個人番号カード: 1枚 800円(電子証明書を発行する場合は、別途電子証明書発行手数料200円がかかります。)	・免許証など写真付きの身分証明書(写真付きでない身分証明書の場合、2点以上必要です。) ※再発行には、 <u>1か月程度かかります。</u>	戸籍住民課 0463(82)5127
年金手帳の再交付	年金手帳を消失又は、き損した場合、再交付します。	・免許証など写真付きの身分証明書(健康保険証など写真付きでない身分証明書の場合、2点以上必要です。) ・納付書など基礎年金番号がわかる書類	平塚年金事務所 0463(22)1515 平塚市八重咲町8-2
運転免許証の再交付	運転免許証を消失、汚損・破損した場合、再交付します。(手数料 2,250円)	・破(汚)損した場合は、その免許証 ・申請用写真1枚(タテ3.0cm×ヨコ2.4cm 申請前6ヶ月以内に撮影) ・健康保険証など本人確認ができる書類	神奈川県警察本部 交通部運転免許本部 運転免許課 045(365)3111(代表)

項 目	内 容	手続き方法(被災者本人が申請する時)	問い合わせ先
い災ごみ処理手数料の減免	一般家庭の火災により発生したごみをはだのクリーンセンターや伊勢原清掃工場に搬入する場合、処理手数料の減免措置があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理手数料減免申請書 ・い災証明書 ・印鑑 <p>※ 搬入するには、必ず事前協議が必要です。担当職員が現場で廃棄物を確認しますので、事前に担当課にお問い合わせください。</p> <p>搬入は、本人もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者に限ります。</p>	環境資源対策課 0463(82)4401 秦野市名古屋 409
所得税・市県民税の軽減	火災で住宅や家財に損失がある場合、雑損控除が適用となり、所得税や市県民税が軽減されることがあります。 <u>※市県民税は、別途、減免対象となることがあります。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・マイナンバーカード又は通知カード ・源泉徴収票等収入関係の証明書 ・損害証明書等控除関係の証明書 <p>※申告される方の状況により、その他書類が必要となる場合があります。</p> <p>※所得税は国税になりますので、詳しくは税務署にお問い合わせください。</p>	<p>【所得税】 平塚税務署 0463(22)1400(代表) 平塚市浅間町 9-1</p> <p>【市県民税】 市民税課 0463(82)5130</p>
市税等の減免	火災で住宅や家財に損失がある場合、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料が減免されることがあります。	<p>【固定資産税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税減免申請書 ・い災証明書 <p><u>※該当する場合は、資産税課から連絡します。</u></p> <p>【国民健康保険税】 【後期高齢者医療保険料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許証など写真付きの身分証明書(写真付きでない身分証明書の場合、2点以上必要です。) ・い災証明書 ・印鑑 <p>【国民年金保険料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳 ・い災証明書 ・印鑑 	<p>【固定資産税】 資産税課 0463(82)7391</p> <p>【国民健康保険税】 国保年金課 0463(82)9613</p> <p>【後期高齢者医療保険料】 国保年金課 0463(82)5491</p> <p>【国民年金保険料】 国保年金課 0463(82)9614</p>
医療費の減免	火災で住宅や家財に損失がある場合、医療費が減免されることがあります。	<p>【国民健康保険】 【後期高齢者医療保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許証など写真付きの身分証明書(写真付きでない身分証明書の場合、2点以上必要です。) ・い災証明書 ・印鑑 	<p>【国民健康保険】 国保年金課 0463(82)9613</p> <p>【後期高齢者医療保険】 国保年金課 0463(82)5491</p>

※ 通帳、証書、キャッシュカード等の再発行については、ご利用の金融機関にお問い合わせください。